

## 県立総合精神保健福祉センター精神科デイケア事業の 今後の方向性について

### 1 要旨

県立総合精神保健福祉センター（以下「センター」という。）が実施しているデイケア事業については、精神障害者を取り巻く環境やニーズの変化、それに伴う民間施設のサービスの増加・充実により、年間延べ利用者がピーク時（平成 7 年度）の 7.6%まで減少している。

民間施設のサービスの充実を踏まえ、センターにおける当該事業については一定の役割を終えたものと判断し、令和 10 年度末をもって廃止することとする。

### 2 現状・背景

- センターは、前身である県立精神衛生センターが県立広島病院に設置された昭和 48 年度から、地域で提供されていなかったデイケア事業を実施してきた。
- 事業開始後、利用者は年々増加し、平成 7 年度には一日平均で約 50 人の利用があるなど利用のピークを迎えたが、その後は減少に転じ、令和 6 年度はピーク時と比較して実利用者数が約 27.1%、延べ利用者数は約 7.6%、一日平均利用者数は約 9.8%まで減少した。

	実利用者数	延べ利用者数	一日平均利用者数
平成 7（1995）年度	96 人	9,346 人	50.8 人
令和 6（2024）年度	26 人	711 人	5.0 人

〈減少の背景〉

- ・ 民間の医療施設においてもデイケアを実施する施設が増加したこと  
（参考：デイケア実施施設は県内 39 施設あり、センター近隣にも同様の施設がある。）
- ・ 地域において、精神科訪問看護、地域活動支援センター、就労継続支援事業所といった、デイケア以外にも精神障害者の居場所・受け皿となる施設や、就労・復職支援を行う事業所等が充実してきたこと
- センター運営要綱においては、デイケア業務について「地域で提供されていない機能を提供する」と規定しているが、近年、民間の実施するデイケアは、センターが実施してきた集団型に加え、少人数や個別対応型や、ナイトケア等、機能や実施時間帯等が充実している。
- なお、全国的にも、精神科デイケアを実施している公立の精神保健福祉センターは年々減少しており、令和 7 年 8 月現在では 2 割程度（14 施設/69 施設）となっている。

### 3 事業廃止時期

令和 8 年 4 月の青年期コースの通所開始者の最長更新期限である、令和 10 年度末を予定。

- ・ 青年期コース（概ね 15～30 歳）… 利用期間最長 3 年（6 か月毎更新）
- ・ リカバリーコース（概ね 25～55 歳）… 利用期間最長 2 年（6 か月毎更新）

### 4 今後のスケジュール（案）

令和 8 年 5 月 当該事業の廃止について、現利用者、市町、関係医療機関等に周知

※新規利用者について、事業の終期を理解していただいた上で通所いただく。

令和 10 年度末 当該事業の廃止（予定）

※事業終了後も必要に応じて、他施設の紹介や相談対応を行うなど、センターとして社会復帰に向けたフォローを継続する。